

単独処理浄化槽または汲み取り便所を使用している皆様へ

単独処理浄化槽又は汲み取り便所を使用されているご家庭の多くは、トイレの汚水しか適切な処理ができず、お風呂や台所等の生活排水は多くの汚れを残したまま川などに流れてしまい、環境汚染の原因となっています。

合併処理浄化槽は、生活排水のうち9割以上の汚れを取り除き、下水道の終末処理場で処理した水と変わらないきれいな水にして排水することができるため、川や海など環境にやさしい浄化槽といえます。

そのため、平成13年度から単独処理浄化槽の新規設置は認められておらず、合併処理浄化槽への切り替えが全国的に促進されています。

また、浄化槽法により「既存の単独浄化槽を使用する者は、原則として、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならない。」と規定されています。

下記の補助金をご活用していただき、合併処理浄化槽設置の検討をお願いいたします。

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

白井市では、下水道処理区域になっていない区域にお住まいの方が、単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える工事（転換工事）を行う場合、市から補助金を交付します。

<補助金の名称>

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

<補助金交付の主な条件>

- ・ 住むことを目的とした建物であること（店舗兼住宅の場合は、店舗の面積が全体延床面積の1/2以下であること）。
- ・ 補助金の交付決定を受けてから工事を行うこと（すでに工事を終えているまたは市から交付決定通知書が届く前に工事を行っているものは補助金の対象になりません）。
- ・ 市税を滞納していないこと。

<補助金額（上限額）>

合併処理浄化槽の人槽と機能により、補助金額は異なります。

浄化槽本体費（単独・汲取転換共通）

N20型	N10型
5人槽 360,000円	5人槽 474,000円
7人槽 462,000円	7人槽 570,000円

上乗分補助分

転換種別	工事区分	上乗せ補助額
単独転換	撤去費	180,000円
	配管工事費	330,000円
汲取転換	撤去費	120,000円
	配管工事費	100,000円
N10型設置費（上乗せ）	—	200,000円

（例1）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助上限額

〇5人槽、N10型への転換


 浄化槽本体分474,000円 + 撤去費180,000円
 + 配管工事費330,000円
 + N10型設置費上乗せ200,000円
 = 1,184,000円

（例2）汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合の補助上限額

〇5人槽、N20型への転換


 浄化槽本体分360,000円 + 撤去費120,000円
 + 配管工事費100,000円
 = 580,000円

<受付期間>

当該年度の4月1日から12月28日までとなります。

なお、市の予算の範囲内での補助となります。

詳細につきましては、白井市環境課までお問い合わせください。

白井市役所 環境課 環境保全係

TEL：047-401-5409（直通）

＜自分の家が単独処理浄化槽か合併処理浄化槽か分からない方へ＞

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い（見分け方）

平成13年4月1日から、単独処理浄化槽の設置が禁止されています。
そのため、平成13年4月1日以降に新設された浄化槽の場合は、合併処理浄化槽になります。

単独処理浄化槽…トイレの排水のみ

合併処理浄化槽…トイレの排水＋すべての生活排水

不明な点がございましたら、汲み取り清掃業者または白井市環境課までお問い合わせください。

白井市役所 環境課 環境保全係
TEL : 047-401-5409（直通）

浄化槽関連の書類提出先及び手続きに関するお問い合わせ先

浄化槽を設置する市町村	担当行政機関及び窓口	電話番号	FAX番号	所在地
市原市	千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班	043-223-3813	043-222-5991	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県本庁舎3階)
市川市、習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092	047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 (フェイス7階)
松戸市、野田市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048	047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根7 (千葉県東葛飾合同庁舎内)
成田市、佐倉市、四街道市 八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447	043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鶴木仲田町8-1 (千葉県印旛合同庁舎内)
香取市、神崎町、多古町 東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505	0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原192-11 (千葉県香取合同庁舎内)
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825	0479-63-9898	〒289-2504 旭市二1997-1 (千葉県海匝合同庁舎内)
東金市、山武市、大網白里市 九十九里町、芝山町 横芝光町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862	0475-55-8312	〒283-0006 東金市東新宿1-11 (千葉県山武合同庁舎内)
茂原市、一宮町、睦沢町 長生村、白子町、長柄町 長南町	長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731	0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原1102-1 (千葉県長生合同庁舎内)
勝浦市、いすみ市、大多喜町 御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451	0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2 (千葉県夷隅合同庁舎内)
館山市、鴨川市、南房総市 鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711	0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条402-1 (千葉県安房合同庁舎内)
木更津市、君津市、富津市 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285	0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34 (千葉県君津合同庁舎内)
千葉市	千葉市環境局 資源循環部収集業務課	043-245-5251	043-245-5477	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
船橋市	船橋市環境部 環境保全課	047-436-3813	047-436-2446	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
柏市	柏市環境部 環境政策課	04-7167-1695	04-7163-3728	〒277-8505 柏市柏5-10-1

浄化槽の使用等に係る必要な手続き

- 新しく設置した浄化槽の使用を開始した場合 …▶「浄化槽使用開始報告書」の提出
- 浄化槽管理者が変わった場合 ……………▶「浄化槽管理者変更報告書」の提出
- 浄化槽の使用を一時的に休止する場合 休止時▶「浄化槽使用休止届出書」の提出(清掃の実施記録とともに届出)
再開時▶「浄化槽使用再開届出書」の提出
- 浄化槽の使用をやめる場合 ……………▶「浄化槽使用廃止届出書」の提出

届出様式や詳しい情報については、千葉県、千葉市、船橋市、柏市のホームページをご覧ください。



浄化槽 千葉県



浄化槽 千葉市



浄化槽 船橋市



浄化槽 柏市

法定検査・保守点検・清掃・設備工事の相談先

<法定検査に関すること(指定検査機関)>	
機関名	担当区域
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL.043-246-6283	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村
一般財団法人 千葉県環境財団 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館3階 TEL.043-246-2079	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町
<保守点検及び清掃に関すること>	
一般社団法人 千葉県環境保全センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL.043-245-4222	
<設置工事に関すること>	
一般社団法人 千葉県浄化槽協会 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL.043-246-2355	

令和8年1月発行 発行者：千葉県水質保全課

千葉県で浄化槽を使用される皆様へ

浄化槽を正しく、快適にお使いいただくために

浄化槽はきちんと管理すれば、家庭から出る排水を長くきれいにしてくれる優秀な排水処理装置です。浄化槽を正しく理解するために一緒に浄化槽のことを勉強しましょう。

- Q1 新しく浄化槽を使い始める時の手続きを教えてください！
- Q2 日常の維持管理はどうすればいいの？
- Q3 そもそも浄化槽ってどういうもの？



チーパくん

- Q1 新しく浄化槽を使い始める時の手続きを教えてください！

A 浄化槽の設置には申請(届出)が必要！
初回の保守点検と7条検査受検を忘れずに！

浄化槽の設置から維持管理まで



